

重点番号39：都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間の見直し・食品衛生監視指導計画の弾力化及び毎年度の策定を不要とし策定後の国への報告を省略可能とすること(神戸市)

都道府県等食品衛生監視指導計画策定手続きの弾力化について



現状

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十四条により、都道府県知事等※は毎年度、翌年度の当該都道府県等が行う監視指導の実施に関する計画（「都道府県等食品衛生監視指導計画」）を定めなければならないとされている。

※政令指定都市市長に読み替え

策定する事項

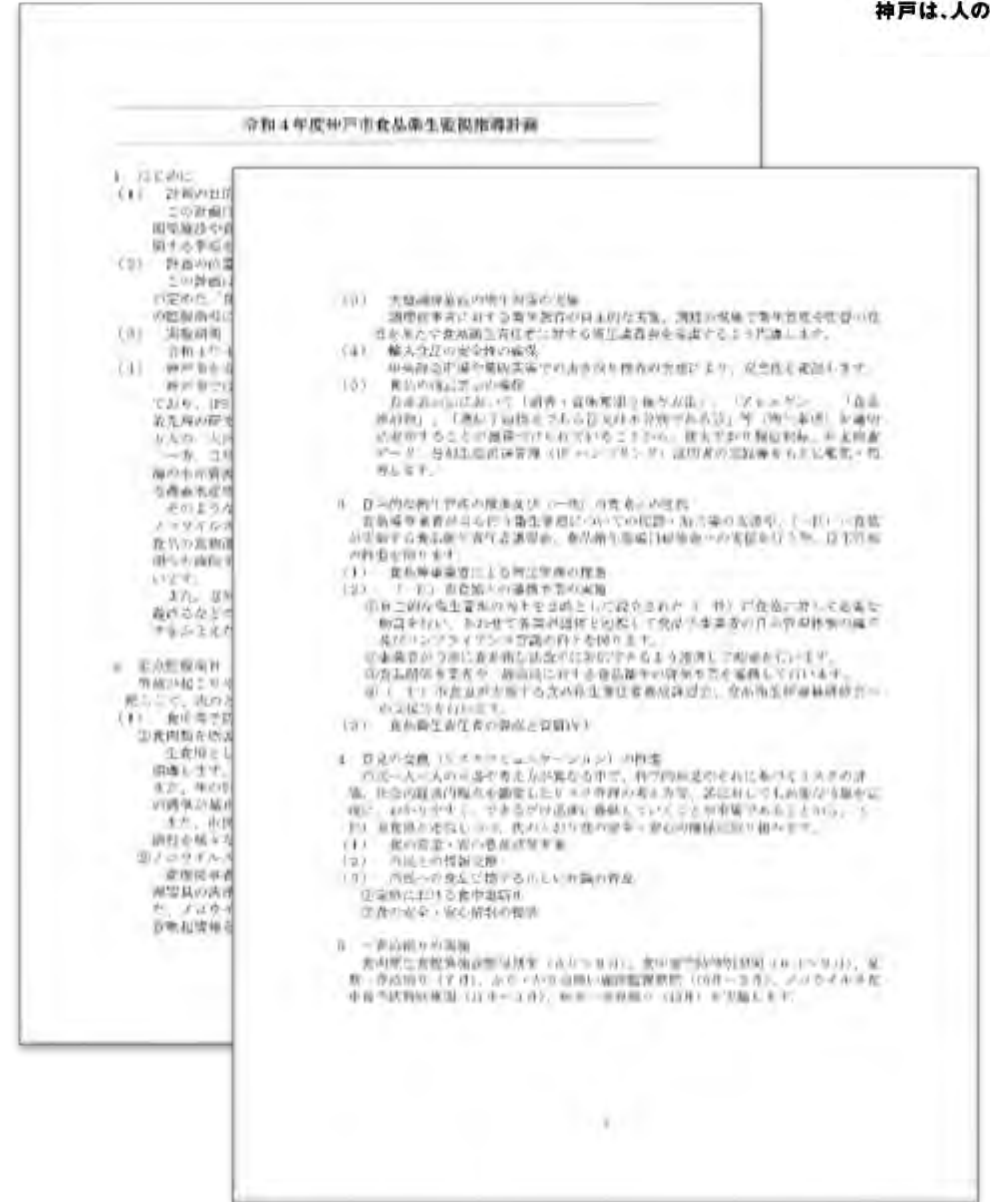
- ①重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
- ②食品事業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
- ③監視指導の実施に当たっての国、他の都道府県等その他関係機関との連携協力の確保に関する事項
- ④その他監視指導の実施のために必要な事項



策定手続きについて

- 計画の策定にあたっては、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならない（第70条第2項）。
- 計画を定めた場合は公表し、厚生労働大臣及び内閣総理大臣に報告しなければならない（第24条第4項）

31



計画等スケジュール

策定

11月

- 計画素案作成
- 計画素案内部意見募集・決裁

12月

- 計画案策定
- 意見募集準備（他部局調整、ホームページ編集・決裁）

1月

- 意見募集準備（他部局調整、ホームページ編集・決裁）
- 意見募集

2月

- 意見募集
- 最終計画策定・決裁

3月

- 計画公表
- 国への報告

結果

4月

- 前年度監視指導結果集計

5月

- 監視指導結果作成・決裁
- ホームページ編集・決裁

6月

- 前年度監視指導結果公表

非効率であること

- ・ 食品衛生上の大きな情勢変化がない限り、年間の検査等実施予定※を除いては、毎年度の計画に大きな変更をすることは少ない。計画に変更がない場合であっても、毎年度策定しなければならない。
- ・ 国が示した指針を基に各自治体が策定するものであり、あらためて国に報告する必要性が認められない。
- ・ 毎年の計画策定のため、意見募集手続きをはじめ一定の事務作業が定期的に発生する。

※検査等実施予定は業務遂行上必要であるため四半期ごとに作成している



求める内容

- ・ 計画の策定にあたって、策定頻度は自治体の裁量に任せる。
- ・ 国は、自治体が公表している計画をHP上等で確認することで毎年の報告を省略するとともに、計画を変更した場合のみ報告を求めることとする。

⇒非効率となっている業務が無くなり、監視指導等の本来すべき業務に注力することができる。



関係法令

○食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）【抜粋】

第二十四条 都道府県知事等は、指針に基づき、毎年度、翌年度の当該都道府県等が行う監視指導の実施に関する計画（以下「都道府県等食品衛生監視指導計画」という。）を定めなければならない。

② 都道府県等食品衛生監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
- 二 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
- 三 監視指導の実施に当たつての国、他の都道府県等その他関係機関との連携協力の確保に関する事項
- 四 その他監視指導の実施のために必要な事項

③ 都道府県等食品衛生監視指導計画は、当該都道府県等の区域における食品等事業者の施設の設置の状況、食品衛生上の危害の発生の状況その他の地域の実情を勘案して定められなければならない。

④ 都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、厚生労働大臣及び内閣総理大臣に報告しなければならない。

⑤ 都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画の実施の状況について、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、公表しなければならない。

第七十条

② 都道府県知事等は、第二十四条第一項に規定する都道府県等食品衛生監視指導計画を定め、又は変更しようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならない。

